

(3) 担当部署

計画の 担当部署	名称	小平・村山・大和衛生組合	
	連絡先	電話番号	(042) 341-4345
		ファクシミリ番号	(042) 343-5374
		電子メールアドレス	info@kmy-eiseikumiai.jp
公表の 担当部署	名称	上記に同じ	
	連絡先	電話番号	
		ファクシミリ番号	
		電子メールアドレス	

(4) 地球温暖化対策計画書の公表方法

公表方法	<input checked="" type="checkbox"/> ホームページで公表	アドレス:	http://www.kmy-eiseikumiai.jp/	
	<input checked="" type="checkbox"/> 窓口で閲覧	閲覧場所:	組合事務所	
		所在地:	東京都小平市中島町2番1号	
		閲覧可能時間	AM9:00~PM5:00 (土・日・祝祭日は除く)	
	<input type="checkbox"/> 冊子	冊子名:		
		入手方法:		
<input type="checkbox"/> その他				

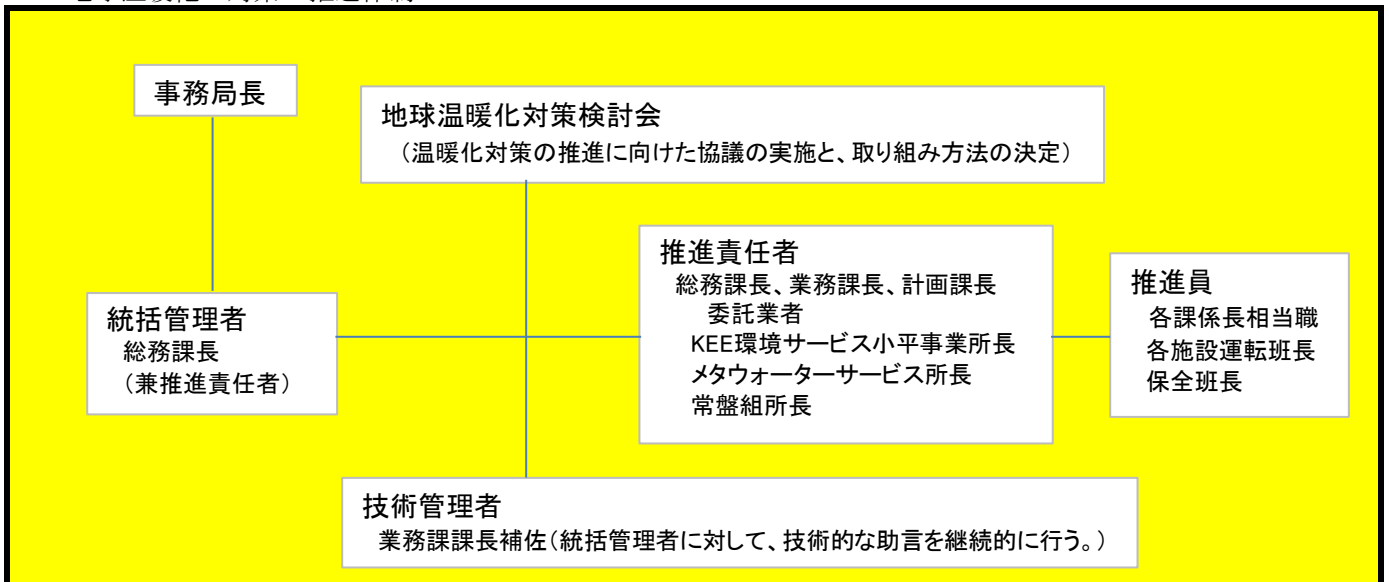
(5) 指定年度等

指定地球温暖化対策事業所	2009	年度	事業所の 使用開始年月日	<input checked="" type="radio"/> 平成18年3月31日以前
特定地球温暖化対策事業所	2009	年度		<input type="radio"/> 平成18年4月1日 以降

2 地球温暖化の対策の推進に関する基本方針

設備負荷台帳の整備を更に進め、現状の負荷状況を把握し、管理基準や運転時間等の見直しを行っていく。又、より細分化し把握した電力使用量の検証を行う。以上の事項を確実に推進することにより、エネルギー消費の効率化を図り、温室効果ガスの排出を極力抑えた事業運営を行う。

3 地球温暖化の対策の推進体制



4 温室効果ガス排出量の削減目標（自動車に係るものを除く。）

(1) 現在の削減計画期間の削減目標

計画期間	2010 年度から 2014 年度まで			
削減目標	特定温室効果ガス	当組合で発生している特定温室効果ガスは、ごみ焼却施設の設備機器運転のための電気使用によるものがほとんどである。 基本方針に則り、設備機器の更なる効率的運転（省電力・エネルギー消費の効率化）に努めることにより、削減目標（6%）の達成を目指す。		
	特定温室効果ガス以外の温室効果ガス	当組合で発生している特定温室効果ガス以外の温室効果ガス（その他ガス）は、ごみとして出された廃棄物の焼却のさいに発生するものがほとんどである。 そのため小平市、武蔵村山市、東大和市市民へ、ごみの発生抑制を呼び掛けていく。		
削減義務の概要	基準排出量	3,653 t（二酸化炭素換算）/年	削減義務率の区分	II
	排出上限量（削減義務期間合計）	17,170 t（二酸化炭素換算）	平均削減義務率	6.0%

(2) 次の削減計画期間以降の削減目標

計画期間	2015 年度から 2019 年度まで	
削減目標	特定温室効果ガス	第一計画期間に引き続いてエネルギー消費の効率化を図り、温室効果ガスの排出を極力抑えた事業運営を実施することで、総量削減義務（17%）の削減達成を目指す。
	特定温室効果ガス以外の温室効果ガス	小平市、武蔵村山市、東大和市市民へ、ごみ発生抑制につなげる普及活動を継続的に進める。

5 温室効果ガス排出量（自動車に係るものを除く。）

(1) 温室効果ガス排出量の推移

単位：t（二酸化炭素換算）

		2009 年度	2010 年度	年度	年度	年度
特定温室効果ガス（エネルギー起源CO ₂ ）		3,347	2,945			
その他ガス	非エネルギー起源二酸化炭素（CO ₂ ）	38,514	32,599			
	メタン（CH ₄ ）	0	0			
	一酸化二窒素（N ₂ O）	1,121	1,107			
	ハイドロフルオロカーボン（HFC）					
	パーフルオロカーボン（PFC）					
	六ふっ化いおう（SF ₆ ）					
	上水・下水	1	1			
合計		42,983	36,652			

(2) 建物の延べ面積当たりの特定温室効果ガス年度排出量の状況

単位：kg（二酸化炭素換算）/m²・年

	2009 年度	2010 年度	年度	年度	年度
延べ面積当たり特定温室効果ガス年度排出量	338.2	297.6			

6 総量削減義務に係る状況（特定地球温暖化対策事業所に該当する場合のみ記載）

(1) 基準排出量の算定方法

<input checked="" type="radio"/> 過去の実績排出量の平均値	基準年度：（ 2005年度、2006年度、2007年度 ）
<input type="radio"/> 排出標準原単位を用いる方法	
<input type="radio"/> その他	算定方法：（ ）

(2) 基準排出量の変更

変更年度	年度	変更理由	
変更年度	年度	変更理由	
変更年度	年度	変更理由	

(3) 削減義務率の区分

削減義務率の区分	II
----------	----

(4) 削減義務期間

2010 年度から 2014 年度まで

(5) 優良特定地球温暖化対策事業所の認定

	2010 年度	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度
特に優れた事業所への認定					
極めて優れた事業所への認定					

(6) 年度ごとの状況

単位：t（二酸化炭素換算）

		2010 年度	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度	削減義務期間合計	
決定及び予定の量	基準排出量 (A)	3,653	3,653	3,653	3,653	3,653	18,265	
	削減義務率 (B)	6.0%	6.0%	6.0%	6.0%	6.0%		
	排出上限量 (C = ΣA-D)	-----						17,170
	削減義務量 (D = Σ(A × B))	-----						1,095
実績	特定温室効果ガス排出量 (E)	2,945					2,945	
	排出削減量 (F = A - E)	708					708	

(7) 特定温室効果ガスの排出量の増減に影響を及ぼす要因の分析

送風機やポンプ、コンベア等のごみ処理施設の機械設備（動力）に使用されている電氣量が減ると、電氣使用に伴う温室効果ガスをCO2に換算した値が減少する。

7 温室効果ガス排出量の削減等の措置の計画及び実施状況（自動車に係るものを除く。）

対策 No	対策の区分		対策の名称	実施時期	備考
	区分 番号	区分名称			
1	310200	31_主要設備等の保全管理	負荷設備台帳の整理、見直し	2009年度より実施	負荷状況を継続して確認することで、管理基準や運転時間の見直しを実施する。
2	310300	31_計測及び記録の管理	電気使用量調査表の作成	〃	電気使用量と機器類の運転時間、ごみ処理量を関連付け、比較検討することで、エネルギー消費の効率化と機器負荷の平準化に努める
3	330200	33_加熱及び冷却並びに伝熱の合理化に関する措置	建物内の空気を換気させる給排気ファンの運用適正化	2010年度より実施	3号焼却施設で給排気ファンの運転を、常時運転から室内環境を一定に維持するよう運転を繰り返す方式に、見直す。
4	330200	33_加熱及び冷却並びに伝熱の合理化に関する措置	〃	〃	4・5号焼却施設で給排気ファンの運転を、常時運転から室内環境を一定に維持するよう運転を繰り返す方式に、見直す。
5	380700	38_電気の動力・熱等への変換の合理化に関する措置	施設外灯の運用見直し	〃	当組合の施設外灯のうち、施設補修や維持管理上で消灯すると問題が生じると思われるものは点灯を継続、残りは消灯する。
6	380700	38_電気の動力・熱等への変換の合理化に関する措置	施設建屋天井灯の運用見直し	〃	3号及び4・5号焼却施設建屋の天井照明について、設置位置及び作業動線の観点から運用を見直し、消灯できるものは消灯する。
7	380700	38_電気の動力・熱等への変換の合理化に関する措置	施設ピット天井灯の運用見直し	〃	3号及び4・5号焼却施設建屋のごみピット天井照明について運用を見直し、消灯できるものは消灯する。
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					

8 事業者として実施した対策の内容及び対策実施状況に関する自己評価（自動車に係るものを除く。）

ごみ処理は、大きな電力を必要とする設備機器の集合体であり、年間900万Kwを超える電力を使用している。数多く存在する設備は安定稼働ができるように定期的にメンテナンスを行っている。しかし摩耗や腐食などの劣化による設備更新や補修等がメンテナンスと別に必要で、これらも計画的に実施している。この計画を実施する際、電力負荷、制御方式等について見直し、電力消費の低減化を図っている。

今までに、送風機、コンプレッサー、コンベア等のインバータ化を行ってきた。これら設備の更新により、見込み通り設備の安定稼働、省電力化ができ、またメンテナンスにかかる労力も省力化できている。

9 自動車に係る地球温暖化の対策

(1) 自動車を自ら使用する場合の地球温暖化の対策

対策内容	組合保有の2台の庁用車について、燃費の良い軽自動車を優先して使用する。
------	-------------------------------------

(2) 他者の自動車を利用する場合の地球温暖化の対策
ア 基本方針

基本方針	
------	--

イ 他者の自動車を利用する場合の地球温暖化の対策

		取組状況				
		実施中	今後実施	検討中	実施しない	該当しない
<input type="checkbox"/> 自らの貨物等の搬入のため他者の自動車を利用しているとき。 <input type="checkbox"/> 施設利用者等の貨物等の搬入等のため指定地球温暖化対策事業者以外の者の自動車を利用しているとき。						
低公害・低燃費車等の利用割合の向上	低公害・低燃費車の利用割合の向上					
	環境負荷の大きな自動車の利用抑制					
物流効率化の推進による交通量の抑制						
エコドライブの推進						
体制の整備						
貨物輸送以外の自動車交通量対策						
事業所に搬入される貨物等1トンキロ当たりの二酸化炭素（CO ₂ ）排出量						
		kg / t・km				